

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	日本ペイントホールディングス株式会社	コード	4612
提出日	2023/3/10	異動（予定）日	2023/3/28
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	原 壽	社外取締役	○														○		有
2	ピーター・カービー	社外取締役	○														○		有
3	リム・フィーホア	社外取締役	○														○		有
4	三橋 優隆	社外取締役	○											△					有
5	諸星 俊男	社外取締役	○														○		有
6	中村 昌義	社外取締役	○											△					有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	—	原 壽氏は、40年以上の弁護士としてのキャリアを有し、多くのクロスボーダーのM&A取引に関与するとともに、様々な企業法務案件を手がけてきました。2011年にはChambers and PartnersよりChambers Asia-Pacific Lifetime Achievement Awardを受賞する等クロスボーダーのM&A取引に携わる弁護士として高く評価されています。弁護士としての多角的な視点からM&A取引やコーポレートガバナンス等の様々な取締役会での議論において、経営戦略の実現に向け、執行への適切かつ客観的な意見や助言を行いました。また、2020年からは指名委員長として、取締役会構成と執行体制における指名プロセスを継続的にリードしました。当社指名委員会は、引き続き取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待できるため、同氏を社外取締役候補者としました。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしています。当社は、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、同氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。
2	—	ピーター・カービー (Peter M Kirby) 氏は、ICI Paints WorldwideのChairman and CEO等のグローバルな塗料事業会社での経営者を務め、Dulux Group(当時Orica子会社、現当社子会社)のIndependent Director, Board Chairmanとして経営陣を支援した経験を有します。その他、米国や豪州の事業会社や投資銀行において、Independent Directorを務めました。グローバル塗料業界の市場動向や業界情報に関する幅広い知見と、経営者としての豊富な経営経験に基づく積極的な発言や執行への助言により意思決定を後押しし、その職責を果たしました。当社指名委員会は、引き続き取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待できるため、同氏を社外取締役候補者としました。また、同氏は20年以上当社グループの業務執行者の職になく、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしています。当社は、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、同氏の選任が承認可決された場合、独立役員として指定する予定です。
3	—	リム・フィーホア (Lim Hwee Hua) 氏は、シンガポール国会議員に当選以降、政府の複数の要職および大臣職を務めました。内閣入閣前は、政府の投資会社であるTemasek HoldingsのManaging Directorとして投資先企業の取締役に就任し、リストラクチャリングや海外企業との戦略提携を実現しました。その他、現在は、Kohlberg Kravis Robertsなどでプライベートエクイティに関する活動に従事しています。同氏が有する幅広いネットワークおよび投資ファンドやスチュワードシップに関する豊富な知見と経験に基づき、投資案件や事業戦略について執行への的確な助言を行うとともに、取締役会に対しても新たな提起をし、その職責を果たしました。当社指名委員会は、引き続き取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待できるため、同氏を社外取締役候補者としました。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしています。当社は、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、同氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
4	<p>三橋優隆氏が過去に業務執行者であったPwCアドバイザー合同会社及びPwCあらた有限責任監査法人を含むPwC Japanグループとの間で、当社は、海外子会社のJ-SOX評価に係る支援を受ける等の取引関係にあります。また、三橋優隆氏は、当社取締役会の諮問機関として設置したガバナンス諮問委員会のアドバイザーを2019年12月31日まで務めました。しかしながら、当該取引の金額は、いずれも当社の「社外取締役の独立性判断基準」に満たない金額であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと当社は判断しております。</p>	<p>三橋優隆氏は、監査法人PwC Japanグループで公認会計士として会計監査およびM&amp;A関連業務に長年携わり多様な経験を積んだほか、コンサルティング・ファームの代表取締役としてESG・サステナビリティの観点から企業の長期価値創造に関する豊富な経験を有しています。</p> <p>財務会計やESG・サステナビリティ、リスクマネジメントに関する専門的かつ国際的な知見および経験を活かし、執行に対して意見や適切な助言を行いました。また、2020年より監査委員長を務め、Audit on Auditの枠組みを構築するとともに、会計監査人および海外パートナー会社の会計監査を担当する現地監査法人との議論をリードし、グループガバナンス体制の強化等を執行へ提言しました。</p> <p>当社指名委員会は、引き続き取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待できるため、同氏を社外取締役候補者としました。</p> <p>また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしています。当社は、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、同氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。</p>
5	—	<p>諸星俊男氏は、グローバルエレクトロニクス企業である富士通株式会社の経営に参画し、複数のグローバルIT企業および日本の上場企業の代表取締役社長として事業会社の経営にあたりました。</p> <p>グローバルな事業会社の経営経験に基づき、M&amp;A後の統合プロセスの改革を執行に提起、監督するとともに、IT戦略の構築においても的確な助言をしました。また、2020年より指名委員および監査委員を務め、取締役会構成と執行体制の設計の提言や海外事業に関するリスクファクターを執行へ指摘する等、その職責を果たしました。</p> <p>当社指名委員会は、引き続き取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待できるため、同氏を社外取締役候補者としました。</p> <p>また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしています。当社は、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、同氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。</p>
6	<p>中村昌義氏は、過去に株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの子会社である三菱UFJ証券株式会社の業務執行者であり、同社を引き継いだ三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びその兄弟会社である株式会社三菱UFJ銀行と当社は取引関係にありますが、同氏が三菱UFJフィナンシャル・グループのすべての役職から退任してから既に10年以上経過しており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと当社は判断しております。</p>	<p>中村昌義氏は、米国大手投資銀行Lehman Brothers、Morgan Stanley等の投資銀行および三菱UFJ証券（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券）において、M&amp;Aアドバイザー業務およびキャピタルマーケットからの資金調達に専門家として30年以上の豊富な実務経験を有し、この間、多数の大型クロスボーダーM&amp;A取引を成立に導いてきました。</p> <p>2021年より取締役会議長を務め、効果的なファシリテートにより取締役会での議論の深化を牽引し、取締役会の実効性向上に貢献しました。2020年より筆頭独立社外取締役として独立社外取締役の意見集約および執行への提言に加え、取締役会および各委員会を繋ぐ包括的な役割を担いました。また、指名委員および報酬委員として取締役会構成と執行体制やその報酬を設計する等、その職責を果たしました。</p> <p>当社指名委員会は、引き続き取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待できるため、同氏を社外取締役候補者としました。</p> <p>また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしています。当社は、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、同氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。</p>

#### 4. 補足説明

当社は「社外役員の独立性判断基準」を定め、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」及び当社ホームページにて公開しております。  
<https://www.nipponpaint-holdings.com/sustainability/governance/cg>

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
  - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
  - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
  - 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
  - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
  - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。